

田代川第二発電所の水利権期間更新における  
大井川水利流量調整協議会の合意事項

令和 7 年 12 月 31 日を許可期限とする田代川第二発電所の水利権の期間更新については、次のとおり合意したことを確認する。

1. 許可期間については、10 年間として許可申請することとする。

2. 河川維持流量については、次の流量を継続することとする。

・ 12/6～3/19 : 0.43m<sup>3</sup>/s

・ 3/20～4/30 : 0.98m<sup>3</sup>/s

・ 5/ 1～8/31 : 1.49m<sup>3</sup>/s

・ 9/ 1～12/5 : 1.08m<sup>3</sup>/s

※当該流量は、平成 17 年 11 月の第 10 回協議会及び令和 4 年 11 月の第 15 回協議会での合意事項である。

※期別における河川維持流量の詳細は、別紙を参照

令和 7 年 2 月 3 日

大井川水利流量調整協議会

期別における河川維持流量の詳細について

